

# 大分県報

令和二年  
第一五六号  
十一月十日

（火曜日）

## 目次

### 告示

- 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………一  
道路区域の変更（二件）……………一  
道路の供用開始……………二  
津久見都市計画臨港地区の変更案の縦覧……………二  
教育委員会告示……………三  
博物館の登録……………三

### 告示

大分県告示第六百三十三号  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。  
令和二年十一月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 届出の概要
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームワイドプロ高城店
  - 届出者の氏名又は名称及び住所  
イオン九州株式会社  
代表取締役 柴 田 祐 司
- 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

令和二年十一月十日

大分県報（告示）

一

3 変更した事項 大規模小売店舗の名称 変更前 ホームワイド高城店 変更後 ホームワイドプロ高城店 変更の年月日 令和二年九月十日	2 届出年月日 令和二年十月八日	1 縦覧期間 令和二年十一月十日から令和三年三月十日まで	2 縦覧場所 大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課	4 その他 法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年三月十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。 なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。
大分県告示第六百三十四号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、令和二年十一月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和二年十一月十日				
道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
		大分県知事	広 瀬 勝 貞	



浦、字旭及び字牛ヶ浦の  
各一部

(区域は、別図のとおり)

三 都市計画の変更の案の縦覧期間

令和二年十一月十一日から

令和二年十一月二十五日まで

四 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

津久見市宮本町二十番十五号 津久見市まちづくり課

(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

### ○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第十六号

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十二条の規定により、博物館として令和二年十月十九日次のとおり登録した。

令和二年十一月十日

大分県教育委員会

名 称

竹田市歴史文化館・由学館

所 在 地

竹田市大字竹田二〇八三番地

設 置 者

竹田市

令和二年十一月十日

大分県報(告示・教育委告示)